

会員規約

社団法人東京都自動車整備振興会

(目的)

第1条 この規約は、定款第2章に関する会員の入会、入会金、会費の額、その他会員に関する事項について定めることを目的とする。

(入会)

第2条 定款第6条2項の総会が別に定める基準は、次の通りとする。

(1)正会員

正会員として本会の会員になろうとする者は、事業場毎に入会申込書により入会金を添えて、支部長に申し出るものとする。

自動車分解整備事業場を譲り受けて本会正会員になろうとする者は、前号と同じく支部長に申し出るものとする。ただし、この場合は入会金を要しない。

支部が入会を認めたものの入会申込みは、支部が入会を決定したときに正会員として入会したものとし、事後の理事会に報告する。

(2)賛助会員

賛助会員は、本会の事業を賛助するため理事会の議決を得て入会した者であって、自動車分解整備事業を行う者を除く。

賛助会員としての入会申込みの可否は、理事会が行う。

理事会が入会を認めた賛助会員の入会は、理事会承認の日とする。

(3)特別会員

定款第5条3号に規定する国、地方公共団体又は学校法人が自家の用に供する自動車分解整備事業場は、理事会の議を経て特別会員になることができる。

理事会が入会を認めた特別会員の入会は、理事会承認の日とする。

(入会金)

第3条 正会員の入会金の額は、2万円とする。

2. 既納の入会金は返還しない。

(会費)

第4条 会費は、基本会費、能率割会費、臨時会費及び賛助会費とする。

2. 正会員の基本会費の額は、1会員につき月額1,400円とする。

3. 能率割会費の額は、次に掲げる金額とする。

(1) 車両検査(継続検査、構造等変更検査及び中古新規検査)1台分につき200円とする。

(2) 定期点検1台分につき25円とする。

4. 臨時会費の額は、総会の議決を得てその都度決める。

5. 賛助会員の賛助会費は、月額7,000円とする。

(会費の納付)

第5条 正会員の基本会費は、支部長を経由して毎月末日までに納付する。ただし、2ヶ月分以上を一括して前納することができる。

2. 能率割会費は、次により納付する。

(1) 車両検査に伴う能率割会費は、保安基準適合証綴又は電話予約協力券を受領の際、納付する。

(2) 定期点検に伴う能率割会費は、点検整備済ステッカーを受領の際、納付する。

(3) 退会等により未使用分を生じたときは、保安基準適合証、電話予約協力券又は点検整備済ステッカーと引換えに前納会費を返還する。

3. 賛助会員の賛助会費は、1年分を一括して前納する。

4. 基本会費又は賛助会費を一括前納した会員が退会したときは、退会した日の属する月の翌月以降分の前納会費を返還する。

(会費の滞納)

第6条 基本会費を6ヶ月以上滞納した正会員に対し、支部の要請に基づき、事務局から督促事務を行う。

2. 基本会費又は賛助会費を1年以上滞納し、かつ、督促に応じなかったときは、定款第8条2号により、会員資格を喪失する。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、会長に退会届けを提出して退会する。ただし、正会員は、支部長を経由して退会届を提出しなければならない。

(事業場の譲り渡し)

第8条 正会員がその自動車分解整備事業場を譲り渡したときは、第2条1号により、譲り受けた者が当該正会員の資格を継承する。

(変更届)

第9条 会員の氏名又は名称、代表者、事業場の所在地その他理事会が必要と認める事項に変更が生じたときは、会長に変更届けを提出するものとする。ただし、正会員は、支部長を経由して変更届を提出しなければならない。

(資格の行使)

第10条 会員としての資格の行使は、法人にあってはその役員、個人にあっては代表者が行う。

2 前項の規定にかかわらず、第二工場その他の事業場であって資格の行使ができない正会員にあっては、職務権限を有する部内の者に委任することができる。

(規約の改正)

第11条 本規約は、総会の議を経なければ改正できない。

附 則（昭和59年2月28日 臨時総会議決）

1. この規程は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則（昭和63年5月26日 第8回総会議決）

1. 昭和63年10月1日、本会名称を変更する。

附 則（平成3年3月26日 第11回総会議決）

1. 第4条第1項（基本会費）及び第2項（能率割会費）の一部改正は、平成3年4月1日から施行する。
2. 教育施設の充実にあてるための臨時会費の額は定期点検1台分につき25円とし、平成3年4月1日より平成7年3月31日までの間、定期点検整備済ステッカー頒布の際に徴収する。

附 則（平成6年12月2日 第16回総会議決）

1. 教育施設拡充計画推進のための臨時会費の額は、車両検査1台分につき100円、定期点検1台分につき25円とし、平成7年4月1日より平成17年3月31日までの間、能率割会費（車両検査1台分につき200円、定期点検1台分につき25円）に上乗せして賦課する。
2. 平成17年3月31日までの間に所期の目的を達成できたと理事会が認めるときは、総会の議を経て、この臨時会費の賦課を中止する。（平成14年5月27日の第19回通常総会で、本臨時会費の賦課中止を議決）

附 則（平成7年5月29日 第17回通常総会議決）

1. 第4条（会費）並びに第5条（会費の納付）第1項及び第2項の一部改正は平成7年4月1日から、第5条第3項の一部改正は平成7年7月1日から、それぞれ施行する。

附 則（平成9年5月27日 第14回通常総会議決）

1. 第4条（会費）並びに第5条（会費の納付）の一部改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月27日 第20回通常総会議決）

1. 本規約は、平成15年7月1日から施行する。
2. 改正規定施行時に、支部に所属する旧定款第5条の1号会員を正会員、旧定款第5条の2号会員を賛助会員と読み替える。
3. 改正規定施行時に支部に所属していない旧定款第5条の1号会員は、定款第8条第4号の「正会員が支部を退会したとき」に同じとみなす。ただし、平成16年9月30日までに支部に所属する場合はこの限りでない。
4. 平成15年7月1日以前に自動車分解整備事業の認証を受けたものが正会員として本会に入会する場合は、平成16年9月30日まで入会金を免除する。
5. 本規約の施行に合わせ、会員規程を廃止する。